

相楽東部広域連合社会教育委員会会議運営規則

平成 21 年 4 月 1 日

教委規則第 20 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、相楽東部広域連合社会教育委員会条例（平成 21 年相楽東部広域連合条例第 12 号）第 7 条の規定に基づき、社会教育委員（以下「委員」という。）の会議運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(議長及び副議長)

第 2 条 委員の会議（以下「会議」という。）には、議長 1 名、副議長 2 名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 議長は、会議を招集し、これを主宰する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき又は欠けたときは、これを代理する。

4 議長及び副議長の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議の招集)

第 3 条 会議は、必要のある場合に議長が招集するものとする。

2 前項の規定による招集には、会議開催の日時、場所及び会議に付議すべき事項をあらかじめ委員に通知して行う。

3 議長及び副議長がともに欠けたときは、第 2 条の規定にかかわらず教育長が会議を招集する。

(会議の定足数及び議決)

第 4 条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

2 会議の議決は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(その他)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、議長が会議に諮って決定する。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。